

銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大下における世界的な経済再開による原油価格の高騰に伴う生産資材の値上がりや、農産物の需要と価格が低迷し、農業経営が大きな影響を受けていることから、肥料費・種苗費に要する経費に対し、予算の範囲内において銚田市農業物価高騰対策事業支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、この要綱に定めるもののほか、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者(以下「支援対象者」という。)は、市内在住する農業者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和3年購入分肥料費・種苗費の合計が10万円以上の場合に別表の区分で支援する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者(以下「申請者」という。)は、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、直近の農業所得用収支内訳書若しくは直近の農業収支計算台帳(法人の場合は、令和3年6月から令和4年5月までに確定した決算書)を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は支援金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し条件を付することができる。

(支援金の決定の取り消し及び返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返金を命ずることができる。

- (1) 支援金の交付の条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により提出した書類に虚偽の事実を記載したとき。
 - (3) その他市長が支援金を交付することが不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、銚田市農業物価高騰対策事業支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(証拠書類等の保存)

第7条 支援金の交付を受けた者は、当該支援事業に係る帳簿その他の書類を整理し、支援事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行)

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区分	支援額
令和3年購入分肥料費・種苗費の合計	
10万円以上50万円未満	5万円
50万以上1,000万円未満	10万円
1,000万円以上	20万円

備考

- 1 個人については、令和3年分の確定申告書類により算定する。
- 2 法人については、令和3年6月から令和4年5月までに確定した決算書類により算定する。